

法第85条及び令第147条は、ある期間を限定して建築される仮設建築物に対して、一部の規定の適用除外等の緩和措置について定めた規定である。仮設建築物としては、以下の2種類が規定されている（これらのほか、建築基準法令すべてが適用されない場合として、法第85条第1項の規定が設けられている）。

- 5 ① 災害があった場合の公益上必要な用途（交通、通信や行政機関）に供する建築物又は工事の施工のための現場事務所等（法第85条第2項）
② 博覧会のための施設や仮店舗等（法第85条第5項）

上記のうち①に該当する建築物については、構造関係規定のうち法第19条（敷地の衛生及び安全）及び法第37条（建築材料の品質）の各規定は、適用されないとしている。また、法第37条に関しては、平成28(2016)年に告示（平12建告第1446号）が改正されて②に該当する場合について適用を除外することが可能となったため（2.2.7才参照）、実質的に①②いずれの仮設建築物についても法第37条は適用されないこととされている。

10 さらに、法第20条の適用に関しては、仮設建築物については供用期間が限定されていることから、令第147条において①及び②の双方に対して、表2.4-1に示す規定（耐久性や荷重の設定に関連）は適用しないこととしている。そのため、これらの規定の適用の可否については、個々の建築物の実況に合わせて独自に判断することができる。この表の緩和措置は、高さ60m以下の場合に限られるとされているが、耐久性等関係規定（2.2.4(4)項）でないものは、高さ60mを超える建築物については時刻歴応答解析を行うことから適用を除外することが可能である。

20 なお、法第85条第5項に規定する仮設建築物は、安全上、防火上、衛生上支障がないと認める場合に特定行政庁が建築を許可することができるものであり、規模・存続期間等を勘案して安全なものでなければならない。

25 建築物の基準が準用される工作物（高さ60m以下のもの）に対しても、その存続期間が2年以内の場合には、令第37条（構造部材の耐久）、令第38条第6項（基礎のうち木ぐいの防腐措置）、令第67条（接合）、令第70条（柱の防火被覆）及び令第139条第1項第四号（工作物の構造計算）の規定を適用しないこととしている。高さ60mを超える工作物については建築物と同様である。

表2.4-1 仮設建築物に対する構造関係規定（令第3章）の適用除外

	①及び②に適用しない規定	①に適用しない規定
第2節 構造部材等	令第37条（構造部材の耐久）	
第3節 木造	令第46条（構造耐力上必要な軸組等） 令第49条（外壁内部等の防腐措置等）	令第41条（木材） 令第42条（土台及び基礎） 令第43条（柱の小径） 令第48条（学校の木造の校舎）
第5節 鉄骨造	令第67条（接合） 令第70条（柱の防火被覆）	
第8節 構造計算	全体	

30 なお、仮設建築物については安全性の確保に特殊な機械設備（空気膜構造の送風機など）を用いる場合や、維持管理上特別な留意を必要とする場合も多く、供用期間中の適切な性能の維持を目的とする管理条件などが許可に際して求められる場合があるため注意が必要である。また、膜構造告示（平14国交告第666号）のように、個々に仮設建築物とした場合の適用除外等について定めている場合もある。